各ライフステージを通じて習得する交通ルール一覧

修正部分

資料５

カテゴリー	交通ルール		未就学児	小学生 下学年	小学生 上学年	中学生	高校生	社会人	高齢者	法条	五則	危険行為
歩行者保護をはじめとする他の交通主体との調和のための交通ルール	道路交通法上の自転車の位置づけ			自転車は軽車両						§２(11)	―	―
	自転車の通行場所と通行方法	原則		車道が原則　＋　左側通行						§17①④	❶	④
				左側端を通行						§18①		―
					普通自転車専用通行帯がある場合の通行場所（ナビラインとの相違も含む。）					§20		―
					自転車道がある場合の通行場所　＋　通行方法（自転車道内での左側通行）					§63の３		―
		例外		歩道通行が可能な場合　＋　歩道通行時の義務（車道寄りを徐行、歩行者の通行を妨げる場合には一時停止）						§63の４		⑪
				普通自転車通行指定部分（歩道上）がある場合の通行場所　＋　通行方法（歩道の状況に応じた安全な速度と方法）						§63の４		―
					路側帯通行（路側帯の種類　＋　通行方法（歩行者の通行を妨げない速度と方法））					§17の３	―	⑤
	横断歩行者の優先				横断中又は横断しようとする歩行者がいるときの取るべき行動					§38	―	―
	並進の禁止				他の軽車両との並進の禁止					§19	―	―
	駐輪場所、駐輪方法			駐車場所（駐輪場の利用）　＋　歩行者や車の通行を妨げない　＋　点字ブロックの上やその付近には駐車しない						§44~		
事故に遭わないための交通ルール	信号機の信号等に従う義務		従うべき信号　＋　信号の意味　＋　取るべき行動							§７	❷	①
	徐行すべき場所		左右の見とおしがきかない交差点・まがりかど附近等における徐行の必要性　＋　安全確認							§42	❷	―
	指定場所における一時停止		「一時停止」標識の意味　＋　安全確認							§43	❷	⑩
	右左折の方法			左折：左側端に沿って通行　　右折：左側端に寄り交差点の側端に沿って通行						§34	―	―
	交差点の通行方法			交差点の通行方法（交差点を通行する車両等と横断歩行者に特に注意　＋　できる限り安全な速度と方法で進行）						§36	❷	⑦⑧
							交差点における優先関係　＋　進行妨害の禁止				―	⑧
危険な行為の禁止	乗車の制限等				二人乗り等の禁止					§57	―	―
	携帯電話使用等の禁止				携帯電話使用等の禁止（その他交通の安全を図るため公安委員会が必要と認めて定めた遵守事項を含む。）					§71(5の5)	―	⑯
	酒気帯び運転等の禁止							酒気帯び運転等の禁止（酒類提供等の禁止を含む。）		§65	❹	⑬
自分の身を守る方法	ヘルメットの着用		ヘルメット着用の必要性							§63の11	❺	―
	ライトの点灯			ライトを点灯する必要性						§52	❸	―
	整備点検			自転車の各部の名称　＋　最低限の点検項目（「ぶたはしゃべる」）						§62	―	⑫
	事故時の対応					交通事故発生時の救護措置、危険防止措置、警察への報告				§72	―	―

【自転車安全利用五則】
- ❶車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先
- ❷交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ❸夜間はライトを点灯
- ❹飲酒運転は禁止
- ❺ヘルメットを着用

【危険行為】
- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切立入り
- ⑦交差点安全進行義務違反
- ⑧交差点優先車妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道通行時の通行方法違反
- ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬酒酔い・酒気帯び運転
- ⑭安全運転義務違反
- ⑮妨害運転（いわゆる「あおり運転」）
- ⑯携帯電話使用等